

佐賀県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

平成28年2月29日

佐賀県後期高齢者医療広域連合

監査委員 久保英継
監査委員 大島恒典

佐広域監第 41 号
平成 28 年 2 月 29 日

佐賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 横尾俊彦様

佐賀県後期高齢者医療広域連合議会
議長 武藤恭博様

佐賀県後期高齢者医療広域連合
監査委員 久保英継
監査委員 大島恒典

平成 27 年度定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第 292 条において準用する同法第 199 条第 4 項の規定により平成 27 年度定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果について、別添のとおり提出する。

平成 27 年度佐賀県後期高齢者医療広域連合定期監査結果報告書

1 監査の対象

平成 26 年 12 月 1 日から平成 27 年 11 月 30 日までに執行された事務

2 監査の期日

平成 28 年 1 月 29 日

3 監査の方法

事前に執行部局へ関係資料の提出を求め、事務の執行管理に関する書類や関係諸帳簿類を照合する書面による監査を行うとともに、関係事務局職員に對し、事情聴取を実施した。

4 監査の内容

予算の執行、収入・支出、契約、現金出納及び財産管理等の執行状況について監査した結果、法令等に準拠し、目的に従って概ね適正且つ効率的に執行されているものと認められた。

なお、監査の過程における疑義事項については確認を施し、検討・改善することが望ましい事項については、関係職員へ口頭にて指導を行なった。